

昭和二十四年五月二十三日
答 弁 第 一 二 八 号

(質問の 二八)

内閣衆甲第四二号

昭和二十四年五月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員高田富之君提出日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高田富之君提出日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に

関する質問に対する答弁書

一 首題の仮協定案は未だ外資委員会に対しては認可申請がなく、又公正取引委員会に対しても認可申請がないので、違反であるかどうかは言明し難い。

一 本仮協定については未だ日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との間において交渉継続中であると仄聞するが、若し本件が実施せられたとすれば、日本精工株式会社は独禁法第六條第三項に基いて、あらかじめ公正取引委員会に協定締結認可申請をして、その認可を得た上でなければならぬから、同法第九十一條の罰則規定が適用せられることになる。

もつとも独禁法の改正法が施行されれば、本件は公正取引委員会に届け出ることをもつて足りることになるから念のため。

右答弁する。